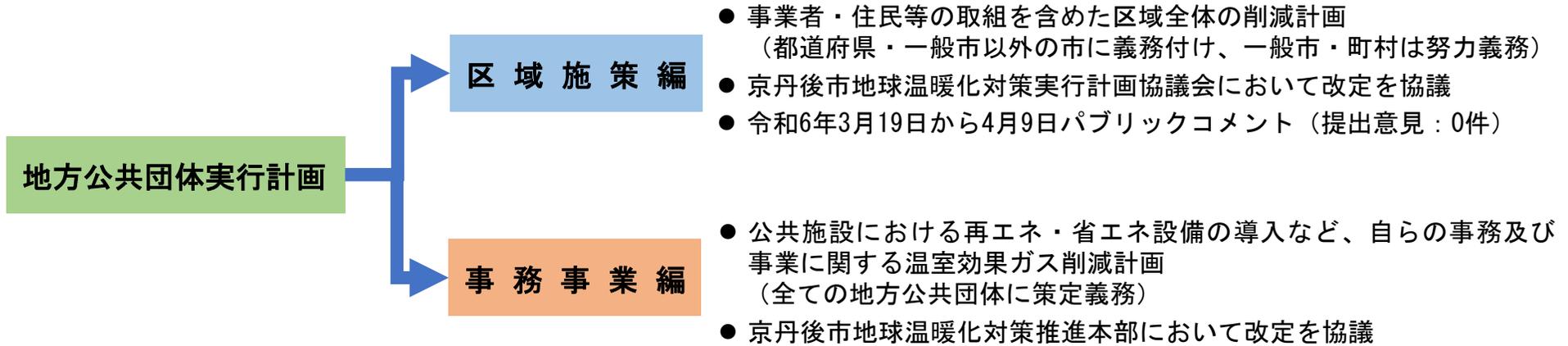


■ 地方公共団体実行計画の概要

市町村は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、地方公共団体実行計画を策定することとされている。



■ 現行計画による排出量の削減状況

- ・ 区域施策編では、現行計画の終期となる2024年度における2013年度比の目標削減率△22%に対して、2020年度時点の削減率は、△22.1%
- ・ 事務事業編では、現行計画の終期となる2024年度における2013年度比の目標削減率△26.3%に対して、2022年度時点の削減率は、△26.4%

■ 次期計画の要点

- ・ 区域施策編においては、事業者又は住民による省エネルギー化の取り組み及び再生可能エネルギーの導入促進を図る。
- ・ 事務事業編においては、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入を進めるとともに環境マネジメントシステム（KES）の取り組みを引き続き推進する。

■ 排出量の削減目標

	2028年度（次期計画の終期）	2030年度
本市の区域	46%	50%
本市の事務事業活動	45%	54%

次期計画における温室効果ガス排出量の削減目標（各計画本編より抜粋）

（区域施策編）

- 京丹後市脱炭素ロードマップにおける「省エネ・再エネバランスケース」による削減
- 2013年度からこれまでの省エネの取組や今後の活動量の変化で**約23%削減**、省エネで**約15%削減**
- 再生可能エネルギーの導入で**約12%削減**

（単位：万tCO₂）

区分	部門等	基準年 2013年	現在 2020年	計画終期 2028年	2028年までに必 要な削減量	中間年 2030年	2030年までに必 要な削減量
省エネ取組み後の 排出量	産業	6.0	4.6	3.8	0.8	3.6	1.0
	業務その他	9.0	5.7	4.5	1.2	4.2	1.5
	家庭	8.0	5.8	3.8	2.0	3.3	2.4
	運輸	12.7	10.5	10.1	0.4	10.0	0.5
	廃棄物	0.6	0.4	0.2	0.2	0.1	0.3
	その他ガス	2.5	3.2	3.0	0.2	3.0	0.2
	合計	38.8	30.2	25.4	4.8	24.2	6.0
再エネによる削減量	市域全体				3.8	4.8	

▲35%

▲38%

BAU▲23%
省エネ▲15%

▲11%

▲12%

※BAU：現状から新たな対策を見込まず、今後の人口や産業活動などの動向を反映した場合に削減される排出量

（事務事業編）

削減項目	2028年度までに必要な削減量 (t-CO ₂)	2030年度までに必要な削減量 (t-CO ₂)
2022（令和4）年度までの削減実績分	▲8,667	▲8,667
目標削減量（2022年比）	▲5,961	▲8,923
エネルギー起源による排出量削減	▲4,857	▲6,800
廃プラスチック焼却量の削減	▲625	▲875
N ₂ O焼却に起因する削減	▲123	▲173
CH ₄ 焼却に起因する削減	▲16	▲23
公用車の走行（次世代自動車の導入・エコドライブの徹底）	▲147	▲206
再生可能エネルギー導入	▲193	▲846
計	▲14,629	▲17,590
基準年度：2013（H25）対比（削減率）	▲45%	▲54%